

⑤

令和 7 年 10 月 15 日

石川地方最低賃金審議会

会長 木村 弘 殿

石川地方最低賃金審議会

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 舟橋 秀明

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、  
電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定  
に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 8 月 28 日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

#### 記

(公益代表委員)

木村 弘

田中 英男

舟橋 秀明

(労働者代表委員)

上岡 純一

西田 翔

宮永 貴之

(使用者代表委員)

井上 秀道

田中 豊

橋本 政人

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、  
電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 民生用電気機械器具製造業
- (3) 電子応用装置製造業
- (4) 情報通信機械器具製造業
- (5) (2)又は(3)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (6) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(4)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰め業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1, 064円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日  
令和7年12月31日